

新型コロナウイルス感染症等を踏まえた避難所開設運営方針

令和2年8月13日町長決裁

■ 運営方針の目的

町では、地震や大雨などによる自然災害が発生した時、必要に応じて指定避難所を開設することとなっている。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中、避難所に避難者が集まることで、「3密（密閉・密集・密接）」の状況が生じることが懸念されている。

そこで現在、町で作成している避難所運営マニュアルに加え、この方針を活用することで、避難所における感染症対策を徹底するものである。

■ 基本的な考え方

- 1 指定避難所の過密状態防止
- 2 避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底
- 3 避難所スペース及び新たな避難所の確保
- 4 避難者自身による感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力
- 5 発熱、咳などの症状のある人や、感染が疑われる避難者への適切な対応
- 6 避難所運営スタッフの安全確保

■ 具体的な対策の方法

1 指定避難所の過密状態防止

- ① 在宅避難、又は親族・友人宅への避難を優先するよう周知する。
- ② 町会・自治会や自主防災組織等に集会施設等を避難先として活用することについて協力を求める。その際は、指定避難所と同様の感染症予防や拡大防止に努めるよう周知する。
- ③ 車中に避難する場合には、エコノミークラス症候群対策について周知する。

2 指定避難所の衛生管理及び避難者の健康管理の徹底

- ① 消毒液を受付等に設置する。
- ② 情報掲示板に厚生労働省作成の感染症対策チラシを掲示し、手洗い及び咳エチケットを避難者に徹底する。
- ③ 避難所内の十分な換気に努める。(気温などに配慮しながら窓や扉などを開放する。夏季や冬季においては、1時間に1回程度の換気を行う。)
- ④ 避難者の滞在スペースは、共同生活を営む上での衛生環境の維持に努める。(避難者同士の間隔を2m程確保する。)
- ⑤ 避難者受け入れ時に避難者の体調(発熱等)を確認するとともに、避難者自

身が健康管理を実施、徹底するための「避難者健康チェックシート」を作成し、毎日記入してもらう。

- ⑥ 酷暑時は、扇風機等を設置して気温、湿度を調整する。また、こまめな水分補給を呼びかけるなど、熱中症防止に努める。
- ⑦ 災害用備品（衛生用品）の備蓄と積極的な活用
 - ア 各避難所に衛生環境を保持するためのマスク、消毒液、ゴム手袋、フェイスシールド、感染防護衣などを備蓄し、災害時には積極的に活用する。
 - イ 消毒液は受付やトイレなど主要な場所に設置する。

3 避難スペース及び新たな避難先の確保

- ① 発災時には、被災状況や避難者の状況に応じ、可能な範囲で多くの指定避難所を開設する。
- ② 指定避難所におけるスペース確保のため、学校における教室の活用等、指定避難所として使用できるスペースを最大限拡大するよう努める。
- ③ 補助避難所の早期開設に努める。
- ④ ホテル等民間宿泊施設及び国・県の公共施設を、新たな避難先として活用するよう努める。
- ⑤ 災害時応援協定等に基づき、締結先施設等を一時的な避難先とするよう協議する。

4 避難者自身による感染予防・感染拡大防止措置の理解と協力

- ① 避難の際に、食料、飲料水等の他、マスク、消毒液、体温計を持参する。
- ② こまめに手洗いをする。特に食事前、トイレ使用後は徹底する。
- ③ 原則マスクを着用する。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆う。また、咳が出るときは袖や上着の内側で覆う。
- ④ 熱や喉の痛み、長引く咳がある、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、速やかに避難所運営スタッフに報告する。（健康管理チェックリストによる自己管理）

5 避難所運営スタッフの安全確保

- ① マスク、消毒液などの支給に加え、ゴム手袋、フェイスシールド、感染防護衣を着用し、受付業務等にあたる。
- ② 避難所運営業務に従事する際及び勤務交代する際は、検温を実施するとともに、「健康チェックシート」の記入を行う。
- ③ 感染疑いのある避難者への食料等を配給する際は、直接手渡しせず、配膳場所を設ける。

6 発熱、咳などの症状のある人や、感染が疑われる避難者への適切な対応

- ① 感染が疑われる者が避難してきた場合や、避難者に発熱、咳等の症状が出た場合には、対象者を隔離した上で指定避難所から災害対策本部へ連絡し、災害対策本部が専門機関（埼玉県新型コロナウイルス感染症県民サポートセンター 0570-783-770）に連絡し、検査、入院の調整をする。
- ② やむを得ず専門機関との調整中、一時的に避難所内に待機させる場合には専用スペースを確保するとともに、専用のトイレを確保するよう努める。また、専用スペースを十分確保できない場合には、可能な限り、テントやパーテーションで区切る等の工夫をする。
- ③ 感染者又は感染の疑いのある者が避難していた場所の消毒について適切に実施する。

【感染症対策における指定避難所入所時のルール】

■避難所に入所する前に

以下に該当する方は、受付で避難所運営スタッフに申し出てください。

ア 発熱や風邪の症状がある方

イ 避難直近の2か月前の海外渡航歴を有する方、感染拡大地域から帰られた方で2週間経過していない方

※避難する際には、食料、飲料等の他、マスク、消毒等、体温計も持参してください。

■避難所に入所する時

ア 受付で「避難者カード」を記入してください。

イ 「避難者健康チェックシート」に体の状況を記入してください。

※「避難者健康チェックシート」は入所後も保管し、体調を継続して記入してください。

ウ 下記の「避難所生活のルール」を確認してください。

【避難所生活のルール】

- 食事の前、トイレの後など、こまめに手を洗い、消毒液で消毒しましょう。
- 炊き出しや配食に従事する場合は、手を洗い、消毒液で消毒しましょう。また、ゴム手袋及びマスクを着用しましょう。
- 室内と室外で履物を履き替えましょう。また、室内トイレを使用する際は、トイレ用の履物を履きましょう。
- 避難所内の皆さんで協力し合い、交代で清掃を行いましょう。
- 嘔吐者が出た場合は、消毒液や塩素系漂白剤で消毒しましょう。また、嘔吐などで汚染した衣類も感染源となるため、脱いだ衣類をビニール袋に入れるなどの措置を行ってください。
- 原則、マスクを着用しましょう。マスクがない場合は、ティッシュやハンカチで口と鼻を覆いましょう。また、咳が出る時は、袖や上着の内側で覆いましょう。
- 飛沫感染を防止するため、家族ごとに2 m程度離れ、向かい合せではなく背を向けて座るようにしましょう。
- 熱がある、又は強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合は、速やかに避難所運営スタッフに申し出てください。また、それ以外でも咳や喉の痛み、嘔吐、下痢が続くなど感染症が疑われる場合についても申し出てください。
- エコノミークラス症候群予防のため、ストレッチ等を行うなど、適度な運動に努めましょう。